

教育委員会の役割

教育委員会と教育庁

「開かれた教育委員会」を掲げ、1月に新体制になった県教育委員会(比嘉梨香委員長)が現場視察や教育関係者との意見交換を活発に展開するなど、行動を始めている。「存在感がない」「名誉職的ポスト」などの批判も根強い教育委員会だが、国の法改正で2008年4月以降、責任体制が明確化された。位置付けや現状、課題を探った。

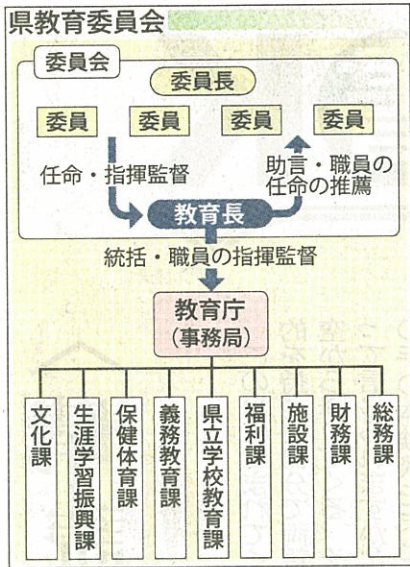
員は外部有識者の非常勤職で、教育現場の経験がない場合も多く、複数の委員経験者が「意見は言うが議案を否決することはほとんどない」「基本的に教育庁の考え通りに決まっていくな」と明かすように、教育委員会と教育庁の立場は事実上、逆転状態になっている。

責任体制を明確化

県教育委員会(以下、県教委)は県知事が議会の同意を得て任命する教育委員6人で構成する。任期は4年(再任可)。互選により委員長を選出するが、委員長の任期は1年(再任可)のため、大半が委員長を経験する。元委員長の1人は「一番長い人が選出されるのが慣例だ」と明かす。

県教委の指揮・監督の下に、事務局を担う行政組織として県教育庁が置かれている。それを統括する教育長は、県教委が委員の中から「任命することになっている。しかし実際の教育長人事は退任する教育長や各界有力者から県知事に候補者名が挙がり、知事部局や教育庁の幹部間で調整し、内定するのが慣例になりがちで県教委による任命がセレモニーになっているのも事実だ。

県教委は本来、県内の教育に関する方針や施策を決定する最高意思決定機関で、県教育庁はその事務を担う行政組織だ。しかし教育長以外の委



最高決定機関も「形がいい化、

「開かれた」組織へ始動

元教育委員長の1人は「教育長は大勢の事務方を束ねるトップ。教育委員長が組織上、教育長の上に位置付けられているが、会合などで教育長と教育委員長のどちらの顔を立てるか困ったこともあった」と話す。一方、国は教育委員会の責任体制を明確化するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を07年に改正し、08年4月に施行した。これにより教育に関する基本方針や規則や規程の改廃、職員の人事、点検・評価に関することなど、教育長に委任できない事項が初めて明記され、その役割と責務が強化された。

比嘉委員長らは1月以降の約半年で、視察や勉強会、意見交換などを40回以上重ねてきた。県教育年報によると07年度の活動記録は9件。県教育庁総務課は「委員の活動をすべて載せているわけではないので比較はできないが、勉強会が増えているのは事実だ」と話す。比嘉委員長は「すべての県民が教育の当事者。現場に向き、生の声を教育行政の中に反映させていくことが委員会の役割」と意欲を見せる。「委員が実践・行動し『顔が見える教育委員会』になること」で、関係者が連携できる場のきっかけづくりをしたい」と決意を込めた。

(佐藤ひろこ、高江洲洋子)